

榎一丁目市有地における大気中アスベスト濃度調査結果について

このことについて、下記のとおりお知らせします。

なお、今後は、基準（目安）を超過した場合を除き、市ホームページにおいて、調査結果をお知らせします。

記

1 調査地点

榎一丁目市有地敷地境界 4 地点及び市役所周辺 1 地点

2 調査方法

環境省のアスベストモニタリングマニュアルに基づき、1 地点につき 3 日間、1 日当たり連続 4 時間空気を捕集し、フィルター上の総纖維数濃度を計測しました。

3 調査結果（令和 5 年 1 月実施分）

榎一丁目市有地内の全ての調査地点で基準（目安）を下回り、市役所周辺の調査地点と比較して、特に高い濃度は認められませんでした。

（単位：大気 1 リットル中の本数）

調査日	榎一丁目市有地敷地境界				市役所周辺
	東側	西側	南側	北側	
1月23日（月）	0.11	0.22	0.17	0.11	0.11
1月24日（火）	0.11	0.17	0.34	0.11	0.11
1月25日（水）	0.056	0.056	0.056	0.056	0.056
検出下限値			0.056		
基準（目安）			1		

※検出値は、長さ 5 μm 以上幅 3 μm 未満で、長さと幅の比が 3 対 1 以上の纖維状物質の濃度（総纖維数濃度）を測定したもので、アスベスト纖維以外の纖維を含む。

4 基準（目安）について

一般大気中には、1 リットル当たり 0.2 ~ 0.6 本程度のアスベスト纖維があるとされています。

大気汚染防止法では、特定粉じん発生施設等の敷地境界基準として、大気中の石綿濃度が 1 リットルにつき 10 本と規定されています。

市では、環境省のアスベストモニタリングマニュアルに準じて、1 リットル当たり 1 本を基準の目安とし、総纖維数濃度が 1 リットル当たり 1 本を超えた場合には、当該纖維状物質がアスベスト纖維かどうかを分析することとしています。